

**愛知県立学校における  
学校医・学校歯科医・学校薬剤師の  
任用に関する手引**

平成 2 4 年 4 月

愛 知 県 教 育 委 員 会

# 目 次

愛知県教育委員会学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置要綱	1
愛知県立学校における学校医の職務について	3
愛知県立学校における学校歯科医の職務について	5
愛知県立学校における学校薬剤師の職務について	7
学校医・学校歯科医・学校薬剤師の任用手続	9
様式等	12

## 愛知県教育委員会学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置要綱

### (設置)

第一条 この要綱は、学校保健安全法（昭和三三年法律第五六号）第二三条の規定に基づき設置する愛知県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (身分)

第二条 学校医等の身分は、地方公務員法（昭和二五年法律第二六一号）第三条第三項第三号に規定する特別職の非常勤嘱託員とする。

### (業務)

第三条 学校医等の職務は、学校保健安全法施行規則（昭和三三年文部省令第一八号）第二二条から第二四条までの規定に定めるところによる。

### (委嘱)

第四条 学校医等は、愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

### (任用期間)

第五条 学校医等の任用期間は一年とする。但し、再任を妨げない。

### (報酬)

第六条 報酬及び支給額に関する基準については別に定める。

### (勤務条件)

第七条 勤務日については、所属長が定める。但し、必要のある場合には所属長の求めに応じて協力する。

### (解嘱)

第八条 教育委員会は、学校医等が次の各号の一に該当する場合は、その嘱を解くことができる。

- (1) 自己の都合により、辞職を申し出た場合
- (2) 学校医等としての能力又は適性を著しく欠く場合
- (3) 精神又は身体に著しい障害があるため職務に耐えられない場合
- (4) その他、教育委員会が必要と認めた場合

### (公務災害補償等)

第九条 学校医等の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三三年愛知県条例第一八号）等の定めるところによる。

### (雑則)

第十条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成二四年四月一日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に学校医等として委嘱されている者については、この要綱施行の日において、この要綱による学校医等として委嘱されたものとみなす。

## 愛知県立学校における学校医の職務について

### 学校保健安全法 施行規則

(学校医の職務執行の準則) (該当部分抜粋)

第二十二条 学校医の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
- 二 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、学校薬剤師と協力して、必要な指導及び助言を行うこと。
- 三 法第八条の健康相談に従事すること。

#### 第八条

学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。

- 四 法第九条の保健指導に従事すること。

#### 第九条

養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者(学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。)に対して必要な助言を行うものとする。

- 五 法第十三条の健康診断に従事すること。

#### 第十三条

学校においては、毎学年定期に、児童生徒等(通信による教育を受ける学生を除く。)の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

- 六 法第十四条の疾病の予防処置に従事すること。

#### 第十四条

学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

- 七 法第二章第四節の感染症の予防に関し必要な指導及び助言を行い、並びに学校における感染症及び食中毒の予防処置に従事すること。

#### 第十九条

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

#### 第二十条

学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

#### 第二十一条

前二条(第十九条の規定に基づく政令を含む。)及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)その

他感染症の予防に関して規定する法律（これらの法律に基づく命令を含む。）に定めるもののほか、学校における感染症の予防に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

八 校長の求めにより、救急処置に従事すること。

九 学校の設置者の求めにより、法第十五条第一項の健康診断に従事すること。

#### 第十五条

学校の設置者は、毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。

#### 第十六条

学校の設置者は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を指示し、及び勤務を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

#### 施行規則第十六条

法第十五条第一項の健康診断に当たった医師は、健康に異常があると認められた職員については、検査の結果を総合し、かつ、その職員の職務内容及び勤務の強度を考慮して、別表第二に定める生活規正の面及び医療の面の区分を組み合わせて指導区分を決定するものとする。

十 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。

2 学校医は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校医執務記録簿に記入して校長に提出するものとする。

※法…学校保健安全法

## 愛知県立学校における学校歯科医の職務について

### 学校保健安全法 施行規則

(学校歯科医の職務執行の準則) (該当部分抜粋)

第二十三条 学校歯科医の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
- 二 法第八条の健康相談に従事すること。

#### 第八条

学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。

- 三 法第九条の保健指導に従事すること。

#### 第九条

養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者(学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。)に対して必要な助言を行うものとする。

- 四 法第十三条の健康診断のうち歯の検査に従事すること。

#### 第十三条

学校においては、毎学年定期に、児童生徒等(通信による教育を受ける学生を除く。)の健康診断を行わなければならない。

- 2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

- 五 法第十四条の疾病の予防処置のうち齲歯その他の歯疾の予防処置に従事すること。

#### 第十四条

学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

- 七 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。
- 2 学校歯科医は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校歯科

医執務記録簿に記入して校長に提出するものとする。

※法…学校保健安全法

## 愛知県立学校における学校薬剤師の職務について

### 学校保健安全法 施行規則

#### (学校薬剤師の職務執行の準則)

第二十四条 学校薬剤師の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
- 二 第一条の環境衛生検査に従事すること。

#### 施行規則第一条

法第五条の環境衛生検査は、他の法令に基づくもののほか、毎学年定期に、法第六条に規定する学校環境衛生基準に基づき行わなければならない。

- 2 学校においては、必要があるときは、臨時に、環境衛生検査を行うものとする。

#### 第五条

学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

#### 第六条

文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第九条第一項（夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第百五十七号）第七条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第百十八号）第六条において準用する場合を含む。）に規定する事項を除く。）について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校環境衛生基準」という。）を定めるものとする。

- 2 学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。
- 3 校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

三 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導及び助言を行うこと。

四 法第八条の健康相談に従事すること。

#### 第八条

学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うもの

とする。

五 法第九条の保健指導に従事すること。

**第九条**

養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。）に対して必要な助言を行うものとする。

六 学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導及び助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。

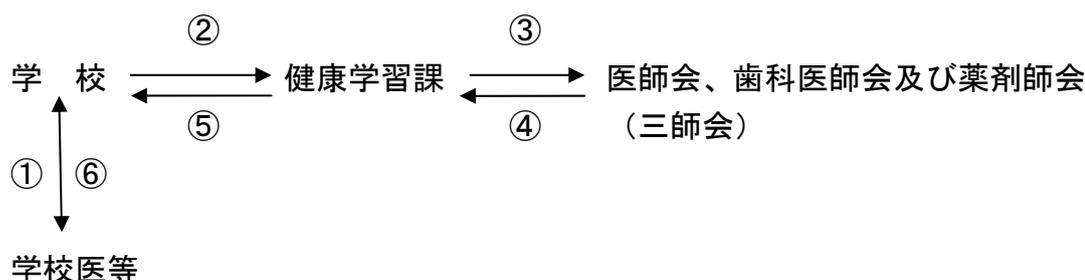
七 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する技術及び指導に従事すること。

2 学校薬剤師は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校薬剤師執務記録簿に記入して校長に提出するものとする。

※法…学校保健安全法

## 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の任用手続

### 【再任の確認】

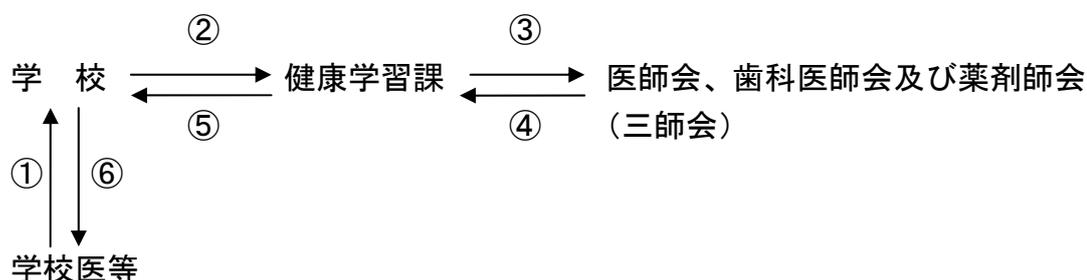


- ① 学校は11月中に、学校医・学校歯科医・学校薬剤師（以下、「学校医等」という。）に再任の意向等を確認する。
- ② 学校は県教育委員会健康学習課（以下、「健康学習課」という。）へ再任確認及び後任人選依頼文書を提出する。
- ③ 健康学習課は12月中に、学校からの依頼を取りまとめの上、三師会に再任確認及び後任人選を依頼する。
- ④ 三師会における再任確認及び後任人選結果が、1月中に健康学習課へ通知される。
- ⑤ 三師会における再任確認及び後任人選結果を、健康学習課から学校へ2月中に通知する。
- ⑥ 学校は、学校医等と連絡調整を行う。

（学校医等が交代する場合）

- 学校は、学校医等の委嘱を後任者へ依頼し、職務内容等について確認し、必要書類を整える。（当該免許証の写し（校長の原本証明が必要）、履歴書、承諾書）
- 学校は3月中に、健康学習課へ委嘱・解嘱の申請を行う。（委嘱：様式1及び当該免許証の写し（校長の原本証明が必要）を提出、解嘱：様式2及び辞職願を提出（履歴書、承諾書は学校保管））
- 健康学習課は、委嘱・解嘱の辞令を交付する。

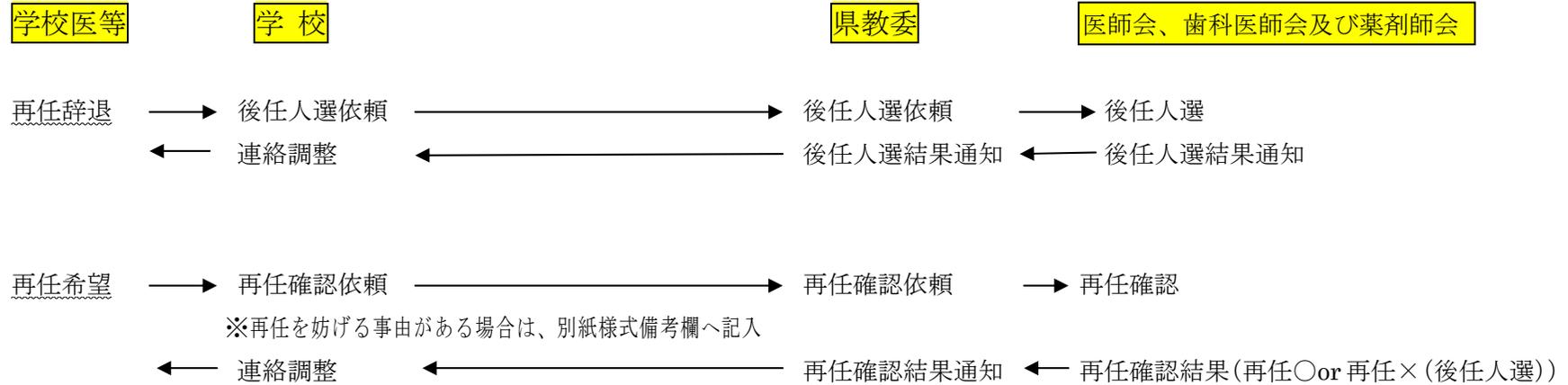
## 【年度途中の交代】



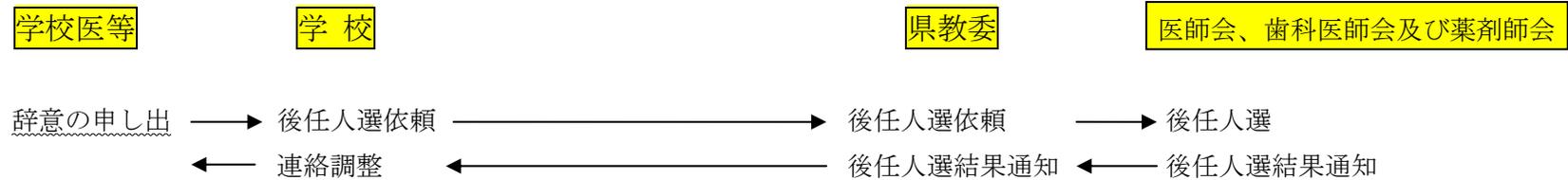
- ① 学校医等から校長に辞意の申し出がある。
  - ② 学校は、すみやかに健康学習課へ後任人選依頼文書を提出する。
  - ③ 健康学習課は、当該三師会に後任人選を依頼する。
  - ④ 当該三師会における後任人選結果が健康学習課へ通知される。
  - ⑤ 当該三師会における後任人選結果を、健康学習課から学校へ通知する。
  - ⑥ 学校は、学校医等の委嘱を後任者へ依頼し、職務内容等について確認し、必要書類を整える。(当該免許証の写し(校長の原本証明が必要)、履歴書、承諾書)
- 学校は、健康学習課へ委嘱・解嘱の申請を行う。(委嘱：様式1及び当該免許証の写し(校長の原本証明が必要)を提出、解嘱：様式2及び辞職願を提出(履歴書、承諾書は学校保管))
- ※学校医等の死亡による交代の場合、解嘱の申請は行わない。ただし、死亡したことがわかる書類(会葬御礼の写し、医師会等の訃報等)を健康学習課へ提出すること。
- 健康学習課は、委嘱・解嘱の辞令を交付する。

## <学校医等任用手続の流れ>

### 【再任の確認】



### 【年度途中の交代】



愛知県教育委員会健康学習課長 殿

愛知県立 学校長

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任用について（依頼）

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の次年度の任用について、下記のとおり依頼します。

記

職 名	所 属		再 任 の 意 向	依 頼 事 項	備 考
	所 属 三 師 会 氏 名				
学 校 医	内 科		有・無	後任人選・再任確認	
		医師会			
	耳鼻咽喉科		有・無	後任人選・再任確認	
		医師会			
眼 科		有・無	後任人選・再任確認		
	医師会				
精 神 科		有・無	後任人選・再任確認		
	医師会				
整 形 外 科		有・無	後任人選・再任確認		
	医師会				
学 校 歯 科 医		有・無	後任人選・再任確認		
	歯科医師会				
学 校 薬 剤 師		有・無	後任人選・再任確認		
	薬剤師会				

## ○県立学校の学校医等の任用手続について

(昭和43年3月8日)  
(教育長通知)

学校医等の委嘱、解嘱をする場合、下記書類区分に従って保健体育課へ提出する。

なお学校医等を臨時（委嘱期間1カ月）に委嘱する場合も準じて取り扱いをする。

### 記

提出書類	県提出	学校保管
申請書（様式 1. 2）	○	
免許証の写（原本証明を要す）	○	
承諾書（委嘱する場合）		○
辞職願（解嘱する場合）	○	
履歴書		○

様式 1

平成 第 年 月 日 号

愛知県教育委員会 殿

愛知県立 学校長 印

の委嘱について（申請）

を委嘱したいので、下記のとおり平成 年 月 日付けで  
発令してください。

記

職 名

(フリガナ)

氏 名

性別

(フリガナ)

現住所

採用後の職員数	学 校 医	人	内 科	人
			眼 科	人
			耳鼻咽喉科	人
	学校歯科医	人		
	学校薬剤師	人		
	計	人		

様式 2

第 号  
平成 年 月 日

愛 知 県 教 育 委 員 会 殿

愛知県立 学校長 印

の解嘱について（申請）

から別紙のとおり辞職願が提出されました。

調査したところやむを得ないと認められますので平成 年 月 日付けで発令  
してください。

# 承 諾 書

平成 年 月 日

愛 知 県 教 育 委 員 会 殿

住 所

氏 名

印

年 月 日生

平成 年 月 日付けで  
ます。

として委嘱されることについて承諾し

辛 職 原 頁

平成 年 月 日

愛 知 県 教 育 委 員 会 殿

所 属 愛 知 県 立 学 校

身 分

氏 名 印

下記の理由により平成 年 月 日付けで辞職したいので承認してください。

記